

福祉施設等の防火管理における注意点

1 建物の増築・改築・移転・模様替え等

- ・延べ面積の変更（増築部分が既存部分と異なる構造）
- ・庇を設置したことに伴う取扱い
- ・間仕切り変更（パーティション等）
- ・カーテン（のれん等）じゅうたん等の変更
→防災物品の使用

2 用途（提供するサービス）の変更

- ・泊まりのサービスを開始する
- ・利用者さんの介護度の変化
- ・利用人数（従業者数）の変更

※ 防火管理や消防用設備等

3 自動火災報知設備と消防機関へ通報する火災報知設備の連動している。

- ・誤報（虚報）があった場合の対応や復旧方法の確認と訓練

※上記の内容についてのご質問等あれば、担当署の予防係にご確認ください。

中央消防署 079-427-0119

東消防署 079-426-0119